

東京消防庁

即時通報・緊急即時通報をご利用の皆様へ

令和元年9月に火災予防条例の一部改正する条例（令和元年東京都条例第58号）、自動通報等の承認に関する規程の一部を改正する規程（令和元年9月東京消防庁告示第17号）、代理通報事業者の認定等に関する規程（令和元年9月東京消防庁告示第18号）が公布され、令和2年4月1日に施行されます。即時通報・緊急即時通報の申請・承認制度が廃止され、代理通報を行うことが可能になりました。

令和2年4月1日より

□ 即時通報と緊急即時通報の申請・承認制度が廃止

申請・承認制度の廃止に伴い、現在承認を受けている利用者の承認も失効されます。

□ 提出された申請書等について

これまで即時通報・緊急即時通報の承認を受けていた場合、提出された「通報承認申請書」、個人情報に関わるデータ等は消防署で適正に廃棄します。

□ 申請をすることなく、代理通報が可能に

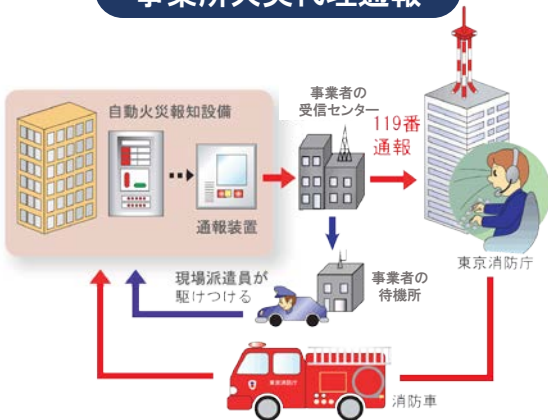
令和2年4月1日以降は申請等をするこなく、代理通報（建物に設置された自動火災報知設備等と連動して送信される信号又はボタンを押すこと等の一つの操作で建物から送信される信号を受けた者が現場を確認することなく行う通報）を行うことができます。

□ 警備会社にご確認を

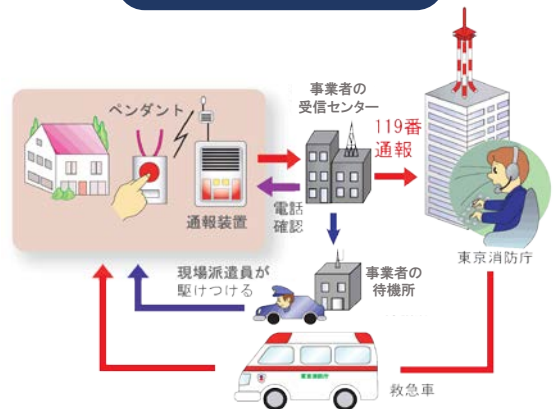
今後の通報については契約中の警備会社にご確認ください。



事業所火災代理通報



救急代理通報



東京消防庁認定通報事業者制度

～優良な代理通報事業者を東京消防庁HP・消防署各窓口で公開～

令和2年4月1日以降、一定の基準を満たした代理通報事業者を東京消防庁が認定します。認定された代理通報事業者一覧は、東京消防庁ホームページと東京消防庁各消防署・消防分署・出張所の窓口で閲覧することができます。

